

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律案新旧対照条文

目 次

| | |
|---|----|
| ○ 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成十二年法律第七十五号） | 1 |
| ○ 総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号） | 14 |
| ○ 刑事確定訴訟記録法（昭和六十二年法律第六十四号） | 18 |

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律案新旧対照条文

○ 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成十二年法律第七十五号）（傍線部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 被害者参加旅費等（第五条―第十条）</p> <p>第五章 被害者参加弁護士の選定等（第十一条―第十条）</p> <p>第六章 民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解（第十九条―第二十二條）</p> <p>第七章 刑事訴訟手続に伴う犯罪被害者等の損害賠償請求に係る裁判手続の特例</p> <p>第一節 損害賠償命令の申立て等（第二十三条―第二十八条）</p> <p>第二節 審理及び裁判等（第二十九条―第三十二条）</p> <p>第三節 異議等（第三十三条―第三十七條）</p> <p>第四節 民事訴訟手続への移行（第三十八條）</p> <p>第五節 補則（第三十九条・第四十条）</p> <p>第八章 雑則（第四十一条―第四十三條）</p> <p>附則</p> | <p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 被害者参加弁護士の選定等（第五条―第十二條）</p> <p>第五章 民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解（第十三条―第十六條）</p> <p>第六章 刑事訴訟手続に伴う犯罪被害者等の損害賠償請求に係る裁判手続の特例</p> <p>第一節 損害賠償命令の申立て等（第十七条―第二十二條）</p> <p>第二節 審理及び裁判等（第二十三条―第二十六條）</p> <p>第三節 異議等（第二十七条―第三十一条）</p> <p>第四節 民事訴訟手続への移行（第三十二条）</p> <p>第五節 補則（第三十三条・第三十四條）</p> <p>第七章 雑則（第三十五条―第三十七條）</p> <p>附則</p> |

第四章 被害者参加旅費等

(被害者参加旅費等の支給)

第五条 被害者参加人（刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百三十一号）第三十六條の第三十三項に規定する被害者参加人という。以下同じ。）が同法第三百十六條の三十四第一項（同条第五項において準用する場合を含む。次条第二項において同じ。）の規定により公判期日又は公判準備に出席した場合には、法務大臣は、当該被害者参加人に対し、旅費、日当及び宿泊料を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費、日当及び宿泊料（以下「被害者参加旅費等」という。）の額については、政令で定める。

(被害者参加旅費等の請求手続)

第六条 被害者参加旅費等の支給を受けようとする被害者参加人は、所定の請求書に法務省令で定める被害者参加旅費等の算定に必要な資料を添えて、これを、裁判所を経由して、法務大臣に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る被害者参加旅費等の額のうちその資料を提出しなかつたため、その被害者参加旅費等の必要が明らかにされなかつた部分の金額の支給を受けることができない。

2 裁判所は、前項の規定により請求書及び資料を受け取ったときは、当該被害者参加人が刑事訴訟法第三百十六條の三十四第一項の規定により公判期日又は公判準備に出席したことを証明する書面を添えて、これらを法務大臣に送付しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

3| 第一項の規定による被害者参加旅費等の請求の期限については、政令で定める。

(協力の求め)

第七条 法務大臣は、被害者参加旅費等の支給に関し、裁判所に対して必要な協力を求めることができる。

(日本司法支援センターへの被害者参加旅費等の支給に係る法務大臣の権限に係る事務の委任)

第八条 次に掲げる法務大臣の権限に係る事務は、日本

司法支援センター(総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

一| 第五条第一項の規定による被害者参加旅費等の支給

二| 第六条第一項の規定による請求の受理

三| 前条の規定による協力の求め

2| 法務大臣は、日本司法支援センターが天災その他の事由により前項各号に掲げる権限に係る事務の全部又は一部を行うことが困難又は不適當となつたと認めるときは、同項各号に掲げる権限の全部又は一部を自ら行うものとする。

3| 法務大臣は、前項の規定により第一項各号に掲げる権限の全部若しくは一部を自ら行うこととし、又は前項の規定により自ら行っている第一項各号に掲げる権限の全部若しくは一部を行わないこととするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

4| 法務大臣が、第二項の規定により第一項各号に掲げる権限の全部若しくは一部を自ら行うこととし、又は第二項の規定により自ら行っている第一項各号に掲げ

(新設)

(新設)

る権限の全部若しくは一部を行わないこととする場合における同項各号に掲げる権限に係る事務の引継ぎその他の必要な事項は、法務省令で定める。

(審査請求)

第九条 この法律の規定による日本司法支援センターの処分又は不作為について不服がある者は、法務大臣に對して行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

(法務省令への委任)

第十条 第五条から前条までに定めるもののほか、被害者参加旅費等の支給に関し必要な事項（第六条第一項及び第二項の規定により裁判所が行う手続に関する事項を除く。）は、法務省令で定める。

第五章 被害者参加弁護士を選定等

(被害者参加弁護士の選定の請求)

第十一条 刑事訴訟法第三百十六條の三十四から第三十六條の三十八までに規定する行為を弁護士に委託しようとする被害者参加人であつて、その資力（その者に属する現金、預金その他政令で定めるこれらに準ずる資産の合計額をいう。以下同じ。）から、手続への参加を許された刑事被告事件に係る犯罪行為により生じた負傷又は疾病の療養に要する費用その他の当該犯罪行為を原因として請求の日から六月以内に支出することとなると認められる費用の額（以下「療養費等の額」という。）を控除した額が基準額（標準的な六月間の必要生計費を勘案して一般に被害者参加弁護士（被害者参加人の委託を受けて同法第三百十六條の三四から第三百十六條の三十八までに規定する行為を行

(新設)

(新設)

第四章 被害者参加弁護士を選定等

(被害者参加弁護士の選定の請求)

第五条 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百三十一号）第三百十六條の三十四から第三百十六條の三十八までに規定する行為を弁護士に委託しようとする被害者参加人（同法第三百十六條の三十三第三項に規定する被害者参加人をいう。以下同じ。）であつて、その資力（その者に属する現金、預金その他政令で定めるこれらに準ずる資産の合計額をいう。以下同じ。）から、手続への参加を許された刑事被告事件に係る犯罪行為により生じた負傷又は疾病の療養に要する費用その他の当該犯罪行為を原因として請求の日から三月以内に支出することとなると認められる費用の額（以下「療養費等の額」という。）を控除した額が基準額（標準的な三月間の必要生計費を勘案して一般に被害者参加

う弁護士をいう。以下同じ。)の報酬及び費用を賄うに足りる額として政令で定める額をいう。以下同じ。)に満たないものは、当該被告事件の係属する裁判所に対し、被害者参加弁護士を選定することを請求することができる。

2 前項の規定による請求は、日本司法支援センターを経由してしなければならない。この場合においては、被害者参加人は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書面を提出しなければならない。

一・二 (略)

3 (略)

(被害者参加弁護士の候補の指名及び通知)

第十二条 (略)

(被害者参加弁護士の選定)

第十三条 裁判所は、第十一条第一項の規定による請求があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該被害者参加人のため被害者参加弁護士を選定するものとする。

一 (略)

二 請求をした者が第十一条第一項に規定する者に該当しないとき。

三 (略)

2 (略)

(被害者参加弁護士の選定の効力)

弁護士(被害者参加人の委託を受けて同法第三百六条の三十四から第三百六条の三十八までに規定する行為を行う弁護士をいう。以下同じ。)の報酬及び費用を賄うに足りる額として政令で定める額をいう。以下同じ。)に満たないものは、当該被告事件の係属する裁判所に対し、被害者参加弁護士を選定することを請求することができる。

2 前項の規定による請求は、日本司法支援センター(総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。以下同じ。)を経由してしなければならない。この場合においては、被害者参加人は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書面を提出しなければならない。

一・二 (略)

3 (略)

(被害者参加弁護士の候補の指名及び通知)

第六条 (略)

(被害者参加弁護士の選定)

第七条 裁判所は、第五条第一項の規定による請求があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該被害者参加人のため被害者参加弁護士を選定するものとする。

一 (略)

二 請求をした者が第五条第一項に規定する者に該当しないとき。

三 (略)

2 (略)

(被害者参加弁護士の選定の効力)

第十四条 (略)

(被害者参加弁護士の選定の取消し)

第十五条 (略)

2 裁判所は、前項第二号から第四号までに掲げる事由により被害者参加弁護士を選定を取り消したときは、更に被害者参加弁護士を選定するものとする。この場合においては、第十三条第二項の規定を準用する。

(虚偽の申告書の提出に対する制裁)

第十六条 被害者参加人が、裁判所の判断を誤らせる目的で、その資力又は療養費等の額について虚偽の記載のある第十一条第二項各号に定める書面を提出したときは、十万円以下の過料に処する。

(費用の徴収)

第十七条 被害者参加人が、裁判所の判断を誤らせる目的で、その資力又は療養費等の額について虚偽の記載のある第十一条第二項各号に定める書面を提出したことに伴ってその判断を誤らせたときは、裁判所は、決定で、当該被害者参加人から、被害者参加弁護士に支給した旅費、日当、宿泊料及び報酬の全部又は一部を徴収することができる。

2・3 (略)

(刑事訴訟法の準用)

第十八条 (略)

第六章 民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解

(民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解)

第十九条 (略)

第八条 (略)

(被害者参加弁護士の選定の取消し)

第九条 (略)

2 裁判所は、前項第二号から第四号までに掲げる事由により被害者参加弁護士を選定を取り消したときは、更に被害者参加弁護士を選定するものとする。この場合においては、第七条第二項の規定を準用する。

(虚偽の申告書の提出に対する制裁)

第十条 被害者参加人が、裁判所の判断を誤らせる目的で、その資力又は療養費等の額について虚偽の記載のある第五条第二項各号に定める書面を提出したときは、十万円以下の過料に処する。

(費用の徴収)

第十一条 被害者参加人が、裁判所の判断を誤らせる目的で、その資力又は療養費等の額について虚偽の記載のある第五条第二項各号に定める書面を提出したことに伴ってその判断を誤らせたときは、裁判所は、決定で、当該被害者参加人から、被害者参加弁護士に支給した旅費、日当、宿泊料及び報酬の全部又は一部を徴収することができる。

2・3 (略)

(刑事訴訟法の準用)

第十二条 (略)

第五章 民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解

(民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解)

第十三条 (略)

(和解記録)

第二十條

(民事訴訟法の準用)

第二十一條 (略)

(執行文付与の訴え等の管轄の特則)

第二十二條

第十九條に規定する民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解に係る執行文付与の訴え、執行文付与に対する異議の訴え及び請求異議の訴えは、民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第三十三条第二項(同法第三十四条第三項及び第三十五条第三項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該被告事件の第一審裁判所(第一審裁判所が簡易裁判所である場合において、その和解に係る請求が簡易裁判所の管轄に属しないものであるときは、その簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所)の管轄に専属する。

第七章

刑事訴訟手続に伴う犯罪被害者等の損害賠償請求に係る裁判手続の特例

第一節 損害賠償命令の申立て等

第二十三條 (略)

(損害賠償命令の申立て)

第二十四條 (略)

(申立書の送達)

第二十四條 裁判所は、前条第二項の書面の提出を受けたときは、第二十七條第一項第一号の規定により損害賠償命令の申立てを却下する場合を除き、遅滞なく、当該書面を申立ての相手方である被告人に送達しなければならぬ。

(管轄に関する決定の効力)

(和解記録)

第十四條 (略)

(民事訴訟法の準用)

第十五條 (略)

(執行文付与の訴え等の管轄の特則)

第十六條

第十三條に規定する民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解に係る執行文付与の訴え、執行文付与に対する異議の訴え及び請求異議の訴えは、民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第三十三条第二項(同法第三十四条第三項及び第三十五条第三項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該被告事件の第一審裁判所(第一審裁判所が簡易裁判所である場合において、その和解に係る請求が簡易裁判所の管轄に属しないものであるときは、その簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所)の管轄に専属する。

第六章

刑事訴訟手続に伴う犯罪被害者等の損害賠償請求に係る裁判手続の特例

第一節 損害賠償命令の申立て等

第十七條 (略)

(損害賠償命令の申立て)

第十八條 (略)

(申立書の送達)

第十八條 裁判所は、前条第二項の書面の提出を受けたときは、第二十一條第一項第一号の規定により損害賠償命令の申立てを却下する場合を除き、遅滞なく、当該書面を申立ての相手方である被告人に送達しなければならぬ。

(管轄に関する決定の効力)

第二十五条 (略)

(終局裁判の告知があるまでの取扱い)

第二十六条 損害賠償命令の申立てについての審理(請求の放棄及び認諾並びに和解(第十九条の規定による民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解を除く。))のための手続を含む。)及び裁判(次条第一項第一号又は第二号の規定によるものを除く。)は、刑事被告事件について終局裁判の告知があるまでは、これを行わない。

2 (略)

(申立ての却下)

第二十七条 裁判所は、次に掲げる場合には、決定で、

損害賠償命令の申立てを却下しなければならない。

一 損害賠償命令の申立てが不適法であると認めるとき(刑事被告事件に係る罰条が撤回又は変更されたため、当該被告事件が第二十三条第一項各号に掲げる罪に係るものに該当しなくなったときを除く。)

二・三 (略)

四 刑事被告事件について、刑事訴訟法第三百三十五条第一項に規定する有罪の言渡しがあつた場合において、当該言渡しに係る罪が第二十三条第一項各号に掲げる罪に該当しないとき。

2・3 (略)

(時効の中断)

第二十八条 (略)

第二節 審理及び裁判等
(任意的口頭弁論)

第十九条 (略)

(終局裁判の告知があるまでの取扱い)

第二十条 損害賠償命令の申立てについての審理(請求の放棄及び認諾並びに和解(第十三条の規定による民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解を除く。))のための手続を含む。)及び裁判(次条第一項第一号又は第二号の規定によるものを除く。)は、刑事被告事件について終局裁判の告知があるまでは、これを行わない。

2 (略)

(申立ての却下)

第二十一条 裁判所は、次に掲げる場合には、決定で、

損害賠償命令の申立てを却下しなければならない。

一 損害賠償命令の申立てが不適法であると認めるとき(刑事被告事件に係る罰条が撤回又は変更されたため、当該被告事件が第十七条第一項各号に掲げる罪に係るものに該当しなくなったときを除く。)

二・三 (略)

四 刑事被告事件について、刑事訴訟法第三百三十五条第一項に規定する有罪の言渡しがあつた場合において、当該言渡しに係る罪が第十七条第一項各号に掲げる罪に該当しないとき。

2・3 (略)

(時効の中断)

第二十二条 (略)

第二節 審理及び裁判等
(任意的口頭弁論)

第二十九条 (略)

(審理)

第三十条 刑事被告人について刑事訴訟法第三百三十五条第一項に規定する有罪の言渡しがあった場合(当該言渡しに係る罪が第二十三条第一項各号に掲げる罪に該当する場合に限る。)には、裁判所は、直ちに、損害賠償命令の申立てについての審理のための期日(以下「審理期日」という。)を開かなければならない。ただし、直ちに審理期日を開くことが相当でないと認めるときは、裁判長は、速やかに、最初の審理期日を定めなければならない。

2 4 (略)

(審理の終結)

第三十一条 (略)

(損害賠償命令)

第三十二条 損害賠償命令の申立てについての裁判(第二十七条第一項の決定を除く。以下この条から第三十条までにおいて同じ。)は、次に掲げる事項を記載した決定書を作成して行わなければならない。

一 六 (略)

2 5 (略)

第三節 異議等

(異議の申立て等)

第三十三条 (略)

(訴え提起の擬制等)

第三十四条 損害賠償命令の申立てについての裁判に対し適法な異議の申立てがあったときは、損害賠償命令の申立てに係る請求については、その目的の価額に従

第二十三条 (略)

(審理)

第二十四条 刑事被告人について刑事訴訟法第三百三十五条第一項に規定する有罪の言渡しがあった場合(当該言渡しに係る罪が第十七条第一項各号に掲げる罪に該当する場合に限る。)には、裁判所は、直ちに、損害賠償命令の申立てについての審理のための期日(以下「審理期日」という。)を開かなければならない。ただし、直ちに審理期日を開くことが相当でないと認めるときは、裁判長は、速やかに、最初の審理期日を定めなければならない。

2 4 (略)

(審理の終結)

第二十五条 (略)

(損害賠償命令)

第二十六条 損害賠償命令の申立てについての裁判(第二十一条第一項の決定を除く。以下この条から第二十条までにおいて同じ。)は、次に掲げる事項を記載した決定書を作成して行わなければならない。

一 六 (略)

2 5 (略)

第三節 異議等

(異議の申立て等)

第二十七条 (略)

(訴え提起の擬制等)

第二十八条 損害賠償命令の申立てについての裁判に対し適法な異議の申立てがあったときは、損害賠償命令の申立てに係る請求については、その目的の価額に従

い、当該申立ての時に、当該申立てをした者が指定した地（その指定がないときは、当該申立ての相手方である被告人の普通裁判籍の所在地）を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所に訴えの提起があつたものとみなす。この場合においては、第二十三条第二項の書面を訴状と、第二十四条の規定による送達を訴状の送達とみなす。

2 4 (略)

(記録の送付等)

第三十五条 前条第一項の規定により訴えの提起があつたものとみなされたときは、裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人の意見（刑事被告事件に係る訴訟が終結した後においては、当該訴訟の記録を保管する検察官の意見）を聴き、第三十条第四項の規定により取り調べた当該被告事件の訴訟記録（以下「刑事関係記録」という。）中、関係者の名誉又は生活の平穩を著しく害するおそれがあると認めるもの、捜査又は公判に支障を及ぼすおそれがあると認めるものその他前条第一項の地方裁判所又は簡易裁判所に送付することが相当でないことを特定しなければならぬ。

2 (略)

(異議後の民事訴訟手続における書証の申出の特例)

第三十六条 第三十四条第一項の規定により訴えの提起があつたものとみなされた場合における前条第二項の規定により送付された記録についての書証の申出は、民事訴訟法第二百十九条の規定にかかわらず、書証とすべきものを特定することによりすることができる。

(異議後の判決)

い、当該申立ての時に、当該申立てをした者が指定した地（その指定がないときは、当該申立ての相手方である被告人の普通裁判籍の所在地）を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所に訴えの提起があつたものとみなす。この場合においては、第十七条第二項の書面を訴状と、第十八条の規定による送達を訴状の送達とみなす。

2 4 (略)

(記録の送付等)

第二十九条 前条第一項の規定により訴えの提起があつたものとみなされたときは、裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人の意見（刑事被告事件に係る訴訟が終結した後においては、当該訴訟の記録を保管する検察官の意見）を聴き、第二十四条第四項の規定により取り調べた当該被告事件の訴訟記録（以下「刑事関係記録」という。）中、関係者の名誉又は生活の平穩を著しく害するおそれがあると認めるもの、捜査又は公判に支障を及ぼすおそれがあると認めるものその他前条第一項の地方裁判所又は簡易裁判所に送付することが相当でないことを特定しなければならぬ。

2 (略)

(異議後の民事訴訟手続における書証の申出の特例)

第三十条 第二十八条第一項の規定により訴えの提起があつたものとみなされた場合における前条第二項の規定により送付された記録についての書証の申出は、民事訴訟法第二百十九条の規定にかかわらず、書証とすべきものを特定することによりすることができる。

(異議後の判決)

第三十七条 仮執行の宣言を付した損害賠償命令に係る請求について第三十四条第一項の規定により訴えの提起があつたものとみなされた場合において、当該訴えについてすべき判決が損害賠償命令と符合するときは、その判決において、損害賠償命令を認可しなければならぬ。ただし、損害賠償命令の手続が法律に違反したものであるときは、この限りでない。

2 前項の規定により損害賠償命令を認可する場合を除き、仮執行の宣言を付した損害賠償命令に係る請求について第三十四条第一項の規定により訴えの提起があつたものとみなされた場合における当該訴えについてすべき判決においては、損害賠償命令を取り消さなければならぬ。

3 民事訴訟法第三百六十三条の規定は、仮執行の宣言を付した損害賠償命令に係る請求について第三十四条第一項の規定により訴えの提起があつたものとみなされた場合における訴訟費用について準用する。この場合において、同法第三百六十三条第一項中「異議を却下し、又は手形訴訟」とあるのは、「損害賠償命令」と読み替えるものとする。

第四節 民事訴訟手続への移行

第三十八条 裁判所は、最初の審理期日を開いた後、審理に日時を要するため第三十条第三項に規定するところにより審理を終結することが困難であると認めるときは、申立てにより又は職権で、損害賠償命令事件を終了させる旨の決定をすることができる。

2・3 (略)

4 第三十四条から第三十六条までの規定は、第一項又

第三十一条 仮執行の宣言を付した損害賠償命令に係る請求について第二十八条第一項の規定により訴えの提起があつたものとみなされた場合において、当該訴えについてすべき判決が損害賠償命令と符合するときは、その判決において、損害賠償命令を認可しなければならぬ。ただし、損害賠償命令の手続が法律に違反したものであるときは、この限りでない。

2 前項の規定により損害賠償命令を認可する場合を除き、仮執行の宣言を付した損害賠償命令に係る請求について第二十八条第一項の規定により訴えの提起があつたものとみなされた場合における当該訴えについてすべき判決においては、損害賠償命令を取り消さなければならぬ。

3 民事訴訟法第三百六十三条の規定は、仮執行の宣言を付した損害賠償命令に係る請求について第二十八条第一項の規定により訴えの提起があつたものとみなされた場合における訴訟費用について準用する。この場合において、同法第三百六十三条第一項中「異議を却下し、又は手形訴訟」とあるのは、「損害賠償命令」と読み替えるものとする。

第四節 民事訴訟手続への移行

第三十二条 裁判所は、最初の審理期日を開いた後、審理に日時を要するため第二十四条第三項に規定するところにより審理を終結することが困難であると認めるときは、申立てにより又は職権で、損害賠償命令事件を終了させる旨の決定をすることができる。

2・3 (略)

4 第二十八条から第三十条までの規定は、第一項又は

は第二項の規定により損害賠償命令事件が終了した場合について準用する。

第五節 補則

(損害賠償命令事件の記録の閲覧等)

第三十九条 (略)

(民事訴訟法の準用)

第四十条 (略)

第八章 雑則

(公判記録の閲覧及び謄写等の手数料)

第四十一条 (略)

2 第六章に規定する民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解に関する手続の手数料については、その性質に反しない限り、民事訴訟費用等に関する法律第三条第一項及び第七条から第十条まで並びに別表第一の九の項、一七の項及び一八の項(上欄(4)に係る部分に限る。)並びに別表第二の一の項から三の項までの規定(同表一の項上欄中「(事件の係属中に当事者等が請求するものを除く。)」とある部分を除く。)を準用する。

(損害賠償命令事件に関する手続の手数料等)

第四十二条 (略)

2 民事訴訟費用等に関する法律第三条第一項及び別表第一の一七の項の規定は、第三十三条第一項の規定による異議の申立ての手数料について準用する。

3 損害賠償命令の申立てをした者は、第三十四条第一項(第三十八条第四項において準用する場合を含む。)の規定により訴えの提起があつたものとみなされたときは、速やかに、民事訴訟費用等に関する法律第三

第二項の規定により損害賠償命令事件が終了した場合について準用する。

第五節 補則

(損害賠償命令事件の記録の閲覧等)

第三十三条 (略)

(民事訴訟法の準用)

第三十四条 (略)

第七章 雑則

(公判記録の閲覧及び謄写等の手数料)

第三十五条 (略)

2 第五章に規定する民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解に関する手続の手数料については、その性質に反しない限り、民事訴訟費用等に関する法律第三条第一項及び第七条から第十条まで並びに別表第一の九の項、一七の項及び一八の項(上欄(4)に係る部分に限る。)並びに別表第二の一の項から三の項までの規定(同表一の項上欄中「(事件の係属中に当事者等が請求するものを除く。)」とある部分を除く。)を準用する。

(損害賠償命令事件に関する手続の手数料等)

第三十六条 (略)

2 民事訴訟費用等に関する法律第三条第一項及び別表第一の一七の項の規定は、第二十七条第一項の規定による異議の申立ての手数料について準用する。

3 損害賠償命令の申立てをした者は、第二十八条第一項(第三十二条第四項において準用する場合を含む。)の規定により訴えの提起があつたものとみなされたときは、速やかに、民事訴訟費用等に関する法律第三

条第一項及び別表第一の一の項の規定により納めべき手数料の額から損害賠償命令の申立てについて納めた手数料の額を控除した額の手数料を納めなければならない。

4 (略)

(最高裁判所規則)

第四十三条 この法律に定めるもののほか、第三章に規定する訴訟記録の閲覧又は謄写、第六条第一項及び第二項の規定により裁判所が行う手続、第五章に規定する被害者参加弁護士の選定等、第六章に規定する民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解並びに損害賠償命令事件に関する手続について必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

条第一項及び別表第一の一の項の規定により納めべき手数料の額から損害賠償命令の申立てについて納めた手数料の額を控除した額の手数料を納めなければならない。

4 (略)

(最高裁判所規則)

第三十七条 この法律に定めるもののほか、第三章に規定する訴訟記録の閲覧又は謄写、第四章に規定する被害者参加弁護士の選定等、第五章に規定する民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解及び損害賠償命令事件に関する手続について必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>（国選弁護士等の選任及び国選被害者参加弁護士の選定態勢の確保）</p> <p>第五条 総合法律支援の実施及び体制の整備に当たっては、迅速かつ確実に国選弁護士（刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）の規定に基づいて裁判所若しくは裁判長又は裁判官が被告人又は被疑者に付する弁護士をいう。以下同じ。）及び国選付添人（少年法（昭和二十三年法律第六十八号）の規定に基づいて裁判所が少年に付する弁護士である付添人をいう。以下同じ。）の選任並びに国選被害者参加弁護士（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成十二年法律第七十五号）以下「犯罪被害者等保護法」という。）の規定に基づいて裁判所が選定する被害者参加弁護士をいう。以下同じ。）の選定が行われる態勢の確保が図られなければならない。</p> <p>（連携の確保強化）</p> <p>第七条 総合法律支援の実施及び体制の整備に当たっては、国、地方公共団体、弁護士会、日本弁護士連合会及び隣接法律専門職者団体、弁護士、弁護士法人及び隣接法律専門職者、裁判外紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第五十一号）第一条に規定する裁判外紛争解決手続</p> | <p>（国選弁護士等の選任及び国選被害者参加弁護士の選定態勢の確保）</p> <p>第五条 総合法律支援の実施及び体制の整備に当たっては、迅速かつ確実に国選弁護士（刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）の規定に基づいて裁判所若しくは裁判長又は裁判官が被告人又は被疑者に付する弁護士をいう。以下同じ。）及び国選付添人（少年法（昭和二十三年法律第六十八号）の規定に基づいて裁判所が少年に付する弁護士である付添人をいう。以下同じ。）の選任並びに国選被害者参加弁護士（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成十二年法律第七十五号）以下「犯罪被害者等保護法」という。）の規定に基づいて裁判所が選定する被害者参加弁護士をいう。以下同じ。）の選定が行われる態勢の確保が図られなければならない。</p> <p>（連携の確保強化）</p> <p>第七条 総合法律支援の実施及び体制の整備に当たっては、国、地方公共団体、弁護士会、日本弁護士連合会及び隣接法律専門職者団体、弁護士、弁護士法人及び隣接法律専門職者、裁判外紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第五十一号）第一条に規定する裁判外紛争解決手続</p> |

をいう。第三十条第一項第七号及び第三十二条第三項において同じ。)を行う者、被害者等の援助を行う団体その他の者並びに高齢者又は障害者の援助を行う団体その他の関係する者の間における連携の確保及び強化が図られなければならない。

(業務の範囲)

第三十条 支援センターは、第十四条の目的を達成するため、総合法律支援に関する次に掲げる業務を行う。

一・二 (略)

三 国の委託に基づく国選弁護士及び国選付添人(以下「国選弁護士等」という。)の選任並びに国選被害者参加弁護士の選定に関する次に掲げる業務

イ (略)

ロ 犯罪被害者等保護法第十一条第一項の規定による請求があつた場合において、裁判所に対し、これを通知するとともに、同条第二項の規定により提出を受けた書面を送付すること。

ハ・ニ (略)

四・五 (略)

六 犯罪被害者等保護法第八条第一項に規定する権限に係る事務を行うこと。

七 (略)

八 (略)

九 (略)

2・3 (略)

(業務方法書)

第三十四条 (略)

2 前項の業務方法書には、次に掲げる事項その他法務

をいう。第三十条第一項第六号及び第三十二条第三項において同じ。)を行う者、被害者等の援助を行う団体その他の者並びに高齢者又は障害者の援助を行う団体その他の関係する者の間における連携の確保及び強化が図られなければならない。

(業務の範囲)

第三十条 支援センターは、第十四条の目的を達成するため、総合法律支援に関する次に掲げる業務を行う。

一・二 (略)

三 国の委託に基づく国選弁護士及び国選付添人(以下「国選弁護士等」という。)の選任並びに国選被害者参加弁護士の選定に関する次に掲げる業務

イ (略)

ロ 犯罪被害者等保護法第五条第一項の規定による請求があつた場合において、裁判所に対し、これを通知するとともに、同条第二項の規定により提出を受けた書面を送付すること。

ハ・ニ (略)

四・五 (略)

(新設)

六 (略)

七 (略)

八 (略)

2・3 (略)

(業務方法書)

第三十四条 (略)

2 前項の業務方法書には、次に掲げる事項その他法務

省令で定める事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 第三十条第一項第六号の業務及びこれに附帯する業務に関し、第四十三条第一号に掲げる勘定の管理に関する事項

四 (略)

3 (略)

(国選被害者参加弁護士報酬等請求権の特則等)

第三十九条の三 被害者参加弁護士契約弁護士が国選被害者参加弁護士に選定されたときは、犯罪被害者等保護法第十四条第四項の規定は、適用しない。

2 前項の場合においては、犯罪被害者等保護法第十七条第一項の規定の適用については、同項に規定するもののほか、次の各号に掲げる者が国選被害者参加弁護士に選定されたときは、当該国選被害者参加弁護士に係る当該各号に定める費用も同項に定める旅費、日当、宿泊料及び報酬とする。

一 (略)

二 前号に規定する被害者参加弁護士契約弁護士以外の被害者参加弁護士契約弁護士 犯罪被害者等保護法第十四条第四項の規定の例により裁判所がその額を定めた旅費、日当、宿泊料及び報酬

3 (略)

(区分経理)

第四十三条 支援センターは、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第三十条第一項第三号及び第六号の業務並びにこ

省令で定める事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

(新設)

三 (略)

3 (略)

(国選被害者参加弁護士の報酬等請求権の特則等)

第三十九条の三 被害者参加弁護士契約弁護士が国選被害者参加弁護士に選定されたときは、犯罪被害者等保護法第八条第四項の規定は、適用しない。

2 前項の場合においては、犯罪被害者等保護法第十一条第一項の規定の適用については、同項に規定するもののほか、次の各号に掲げる者が国選被害者参加弁護士に選定されたときは、当該国選被害者参加弁護士に係る当該各号に定める費用も同項に定める旅費、日当、宿泊料及び報酬とする。

一 (略)

二 前号に規定する被害者参加弁護士契約弁護士以外の被害者参加弁護士契約弁護士 犯罪被害者等保護法第八条第四項の規定の例により裁判所がその額を定めた旅費、日当、宿泊料及び報酬

3 (略)

(区分経理)

第四十三条 支援センターは、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第三十条第一項第三号の業務及びこれに附帯する

れらに附帯する業務

二 前号に掲げる業務以外の業務

(積立金の処分)

第四十六条 支援センターは、第四十三条第二号に掲げる業務に係る勘定において、中期目標の期間の最後の事業年度に係る前条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち法務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第三十条に規定する業務のうち同条第一項第三号及び第六号の業務並びにこれらに附帯する業務以外の業務の財源に充てることができる。

2 支援センターは、第四十三条第一号に掲げる業務に係る勘定において、中期目標の期間の最後の事業年度に係る前条第一項本文又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項本文の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額を、翌事業年度以降の第三十条第一項第三号及び第六号の業務並びにこれらに附帯する業務の財源に充てなければならない。

3
5 (略)

業務

二 前号に掲げる業務以外の業務

(積立金の処分)

第四十六条 支援センターは、第四十三条第二号に掲げる業務に係る勘定において、中期目標の期間の最後の事業年度に係る前条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち法務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第三十条に規定する業務のうち同条第一項第三号の業務及びこれに附帯する業務以外の業務の財源に充てることができる。

2 支援センターは、第四十三条第一号に掲げる業務に係る勘定において、中期目標の期間の最後の事業年度に係る前条第一項本文又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項本文の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額を、翌事業年度以降の第三十条第一項第三号の業務及びこれに附帯する業務の財源に充てなければならない。

3
5 (略)

○ 刑事確定訴訟記録法（昭和六十二年法律第六十四号）

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>（訴訟の記録の保管）</p> <p>第二条 刑事被告事件に係る訴訟の記録（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成十二年法律第七十五号）<u>第二十条</u>第一項に規定する和解記録については、その謄本）は、訴訟終結後は、当該被告事件について第一審の裁判をした裁判所に対応する検察庁の検察官（以下「保管検察官」という。）が保管するものとする。</p> <p>2・3 （略）</p> | <p>（訴訟の記録の保管）</p> <p>第二条 刑事被告事件に係る訴訟の記録（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成十二年法律第七十五号）<u>第十四条</u>第一項に規定する和解記録については、その謄本）は、訴訟終結後は、当該被告事件について第一審の裁判をした裁判所に対応する検察庁の検察官（以下「保管検察官」という。）が保管するものとする。</p> <p>2・3 （略）</p> |